注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進

(施策番号) (評価対象施策

- -8-(1) (1)生物多様性の確保に係る施策の総合的推進
 - (目標) 生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。

(下位目標)

- 1. 新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。
- 2. 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。
- 3. 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。

_ (事務事業)

- ア. 生物多様性国家戦略の点検を通じた関連施策の推進
- イ. 自然環境基礎調査の推進
- ウ. 国際協力

-8-(2) (2)自然環境の保全

(目標) 原生的な自然及びすぐれた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。

(下位目標)

- 1. 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。
- 2. 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。
- 3. 国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。
- 4. 里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ビオトープ)確保とそのネットワーク化を推進する。
- 5. 湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。

__ (事務事業)

- ア. 自然環境保全地域等の保全管理
- イ. 国立公園の保全管理
- ウ. 二次的自然環境の維持形成
- 工. 湿地の保全

-8-(3) (3)自然環境の再生

(目標) 生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、NGO等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。

__ (事務事業)

ア. 自然再生事業の実施

- 8 - (4) (4)野生生物の保護管理

(目標) 希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来種及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。

(下位目標)

- 1. レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レットデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。
- 2. 希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。
- 3. 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、合わせて、猟具の使用に係る危険を予防する。
- 4. 生態系に悪影響を与える外来種の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を 進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、 遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。

_ (事務事業)

- ア. 希少野生動植物種の調査とリストアップ
- イ. 希少野生動植物の保護
- ウ、野生鳥獣の保護管理
- 工 . 外来生物対策

-8-(5) (5)動物の愛護及び管理

(目標) 動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。

(下位目標)

- 1. 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。
- 2. 都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取り組みへの支援を行い、動物の適正飼養を推進する。
- 3. 改正法施行後の動物愛護に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた動物の飼養保管基準の見直しを行う。

__ (事務事業)

- ア. 動物愛護管理の普及啓発
- イ. 都道府県等による動物愛護管理の取組への支援
- ウ. 動物愛護管理に関する基準・指針等の策定等

-8-(6) (6)自然とのふれあいの推進

(目標) 自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然へ の理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。

(下位目標)

- 1. 自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貫湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。
- 2. 自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、 観察会等を実施する。また、ホームページ (インターネット自然研究所)などにより、自然との ふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実に努め、自然とのふれあいの機会の 提供を図る。
- 3. 国立・国定公園等の自然公園におけるすぐれた自然や山里等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。
- 4. 温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査やふれあいやすらぎ温泉地整備事業を実施する。

(事務事業)

- ア . 自然とのふれあい活動のサポート
- イ. 自然とのふれあう機会や情報の提供
- ウ. 自然とのふれあいの場の整備
- エ. 温泉の保護と適正利用